

表 4 - 3 概況調査の結果（平成 24 年度）

測 定 項 目		環境基準値 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	測 定 地区数	検 出 地区数	環 境 基 準 超過地区数
環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.003	0.001	30	0	0
	全シアン	不検出	0.1	30	0	0
	鉛	0.01	0.005	30	0	0
	六価クロム	0.05	0.04	30	0	0
	砒素	0.01	0.005	30	1(1)	0
	総水銀	0.0005	0.0005	30	0	0
	P C B	不検出	0.0005	30	0	0
	ジクロロメタン	0.02	0.002	60	0	0
	四塩化炭素	0.002	0.0002	60	0	0
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002	60	0	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	60	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002	60	0	0
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	60	0	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	60	0	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	60	0	0
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	60	2(2)	0
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	60	0	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	60	0	0
	チウラム	0.006	0.0006	30	0	0
	シマジン	0.003	0.0003	30	0	0
	チオベンカルブ	0.02	0.002	30	0	0
	ベンゼン	0.01	0.001	60	0	0
	セレン	0.01	0.002	30	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	30	28	0
	ふっ素	0.8	0.1	30	7	0
	ほう素	1	0.02	30	4	0
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	30	0	0
項 目 要 監 視	クロロタロニル	[0.05]	0.004	12	0	[0]
	ニッケル	[—]	0.005	12	0	[0]

(資料：環境政策課)

- (備考) 1 調査地点数は、1 地区 1 地点である。
2 福井市(特例市)実施分を含む。
3 要監視項目については、指針値を [] 内に示す。
4 検出地区数の()内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数(内数)を示す。
[汚染の判断基準：鉛 0.005mg/L、砒素 0.005mg/L、四塩化炭素 0.0002mg/L、
テトラクロロエチレン 0.0005mg/L、硝酸・亜硝酸性窒素 5mg/L、
ふっ素 0.4mg/L、ほう素 0.5mg/L]
5 環境基準超過地区数の[]内は、要監視項目について指針値超過地区数を示す。
6 カドミウムの環境基準0.003mg/Lは平成23年10月27日から施行。
(平成23年10月26日以前の基準は0.01mg/L)